

NPO法人のみなさまへ

名古屋市の方針により、名古屋市を所轄庁とするNPO法人の手続きにつきまして、令和2年12月1日より、提出書類（申請書、届出書、事業報告書等）への押印を省略することができます。

○提出書類（申請書・届出書、事業報告書等）について

【現行】

- ・本市への提出書類に、法人印を押印



【今後】

- ・本市への提出書類に、押印を省略し、担当者名及び連絡先を記載

※当面の間は、今まで通り法人印を押印して提出することができます。

<様式イメージ>

○○申請書	令和○年○月○日
(宛先) 名古屋市長	
名古屋市○区○町○番○号	
特定非営利活動法人○○○○	
代表者 ○○ ○○	
法人連絡先 ○○-○○	
担当者 ○○ ○○	
担当者連絡先 ○○-○○	

押印の代替として
連絡先の記載が必
要になります。

※提出内容の確認や、書類不備の修正依頼の際に、対応できる方、連絡のとれる電話番号を記載してください。

※代表者と担当者が同一の場合は「同上」と記載してください。

○総会の議事録署名について（本市へは写しを提出）

- ・法人定款に定めた方法で、議事録署名を行ってください。

※複数により議事録が正しいことを確認し、第三者へ証明する必要があるため、定款には、少なくとも「署名」か「記名・押印」と定めておく必要があります。

※定款を変更する場合は、定款変更認証申請が必要です。

○役員の就任承諾及び誓約書について（本市へは写しを提出）

- ・署名が必要です。（記名のみは不可です。）